

平成二十九年四月四日受領
答弁第一六一号

内閣衆質一九三第一六一号

平成二十九年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員本村伸子君提出名古屋環状二号線の段差に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員本村伸子君提出名古屋環状二号線の段差に関する質問に対する答弁書

一の(一)及び(二)について

道路の損傷状況の記録の方法については、損傷の状況、構造物の種類によって様々であり、文章のみで記録する場合や写真も併用して記録する場合がある。お尋ねの箇所は、名古屋市守山区松坂町の国道三百二号白沢川橋の勝川インターチェンジ側橋台付近(以下「当該箇所」という。)と思われるが、当該箇所の道路面の補修工事については、施工業者からの資料提供により平成二十二年七月二十日に実施したことを把握しているが、当該補修工事の必要性を把握したきっかけ及び損傷状況については、関係する資料が保存期間を経過しているため残っており、お尋ねの事項についてお答えすることは困難である。

一の(三)について

国土交通省中部地方整備局では、道路の維持管理について、道路維持管理方針(案)(平成二十五年四月)及び道路維持管理計画(案)(平成二十五年四月)を定めており、このうち道路巡回、橋梁点検、舗装の点検等について定めている道路維持管理計画(案)に基づき、平成二十五年度以降、国道三百二号において、道路巡回は原則として二日に一回の頻度で、橋梁点検は平成二十五年度に、舗装の点検は平成二

十七年度に、それぞれ実施している。当該箇所の段差については、橋梁点検において、車道で最大二十ミリメートルの段差があることが報告されている。

一の(四)から(六)までについて

国土交通省として把握している限りでは、当該箇所の道路面の補修工事については一の(一)及び(二)について述べたとおりであり、同工事に係る検査も行われている。また、御指摘の「十一月二十四日に十一センチメートルの段差がある排水口だけが補修された」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該箇所の路肩部の段差に関する補修工事として、集水ますの補修工事を平成二十八年十一月三十日に完了し、検査も行われている。これらの補修工事は、それぞれの時点で完成したものであるが、今後、補修が必要となった場合には、別途工事を行うこととなる。

また、御指摘の「走行路面に最大三十ミリメートルの段差が残っている」点については、同年八月十二日に調査した結果、車道で最大二十五ミリメートルとなっている。橋梁部の段差に関する維持修繕の目安としては、同省中部地方整備局の道路維持管理計画(案)を踏まえて道路維持修繕要綱(昭和五十三年七月社団法人日本道路協会)を用いているが、同要綱に一般道路に係るものとして示されている三十ミリメ

ートル（以下「橋梁部の段差に関する維持修繕の目安」という。）に達していないことを確認している。

二の（一）について

橋梁部の段差に関する補修工事は、交通状況にかかわらず、橋梁部の段差に関する維持修繕の目安を参考に、適切に行うべきものと認識している。

二の（二）及び（三）について

御指摘の「赤白コーン」は、コンクリートの養生等のために設置されたものであり、国土交通省中部地方整備局が平成二十九年三月二十四日に撤去している。また、御指摘の「この先段差あり」の看板について、同年一月十三日に撤去している。

また、集水ますにつながる排水管について、路肩部の集水ますの補修工事の際に、破損していないことを確認している。

二の（四）について

当該箇所の盛土部は、平成十五年度及び平成二十五年度に路面下空洞調査を実施しており、空洞がないことを確認している。

三の（一）について

当該箇所（橋梁部）については、平成二十三年度に橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成十六年三月国土交通省道路局国道・防災課）による橋梁点検（以下「平成二十三年度の橋梁点検」という。）を実施し、平成二十五年度に橋梁定期点検要領（案）（平成十六年三月国土交通省道路局国道・防災課）による橋梁点検（以下「平成二十五年度の橋梁点検」という。）を実施している。御指摘の「橋脚を押さえるコンクリートが剥がれ落ち、割れ目も大きい。さらに橋脚が道路外側にはみ出しているように見える」が具体的に何を指すのか明らかでないが、平成二十三年度の橋梁点検においては、橋台側面にコンクリートの浮きを確認したため、浮いたコンクリートの叩き落としを実施した。また、平成二十五年度の橋梁点検においては、当該箇所（橋梁部）の損傷は、直ちに補修するほどの緊急性はなく、構造物の安全性が著しく損なわれることはないかと判断している。

三の（二）について

御指摘の「最大三十ミリの段差」については、一の（四）から（六）までについて述べたとおりであり、また、御指摘の「構造的欠陥」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これまでの

点検結果を踏まえ、構造に問題はなく、今後、道路利用者等に被害が及ぶ状況ではないと認識しており、御指摘の「根本的な対応策」を実施することは考えていない。